

佐賀県教育委員会訓令甲第三号

本 庁

教育事務所

教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第五条に次の一号を加える。

十一 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。  
第六条第六号中「振替」の下に「並びに時間外勤務代休時間」を加える。

第七条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同条に次の一号を加える。

二十三 市町立学校の学級編制の同意に関すること。

第八条第八号中「校長」の下に「、副校長」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「県立学校の」の下に「統括事務長及び」を加え、同条第二十号中「扶養手当、住居手当、通勤手当及び」を削る。

第九条第八号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。